

■ 第2次清須市地域公共交通網形成計画の策定について

1 地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画）とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）の改正が平成26年11月20日に施行され、作成可能となった計画。

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす。

○活性化再生法（第5条）

地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を作成することができる。

2 本市の公共交通に関する計画

(1) 清須市地域公共交通網形成計画（以下、現計画）

活性化再生法の改正を受け、平成27年3月に策定したもの。

平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としている。

(2) 第2次清須市地域公共交通網形成計画（以下、第2次計画）

現計画が平成31年度末に終了することを受け、現計画に基づき進めてきた公共交通の充実に向けた歩みをさらに推し進めていくために、次期網形成計画として策定を進めるもの。

3 第2次計画に記載すべき事項

○活性化再生法（第5条第2項）

地域公共交通網形成計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 二 地域公共交通網形成計画の区域
- 三 地域公共交通網形成計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 五 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項
- 六 計画期間
- 七 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

なお、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」では、公共交通はインフラとして重要なものであり、都市の将来像の骨格を形成するという観点から、都市計画等との調和を確保する必要があるとされている。

4 今後のスケジュール（案）

